

意見募集要領

1 意見募集対象

恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令案

2 資料入手方法

意見募集対象となる省令案については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

ご記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、意見書は日本語で記入してください。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：onkyusoudan@soumu.go.jp

総務省人事・恩給局恩給企画課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大要領は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2) 持参又は郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省人事・恩給局恩給企画課あて

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5240

総務省人事・恩給局恩給企画課あて

4 意見提出期限

平成 26 年 5 月 7 日午後 5 時（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

5 留意事項

意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口〔e-Gov〕パブリックコメント・意見募集案内（<http://www.e-gov.go.jp/>）「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省人事・恩給局恩給企画課内において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります。公表する際に匿名を希望する場合及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

6 問合せ先

総務省人事・恩給局恩給企画課法規係 電話番号：03-5253-5238（直通）

意見書

総務省人事・恩給局恩給企画課 へ

郵便番号： _____

住所： _____

氏名： _____

電話番号： _____

電子メールアドレス： _____

恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の旧国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令案に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1) 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙に記載する場合は、ページ番号を記載すること。